建設リサイクル法対象建設工事

平成　30　年度

平　成　29　年　度　　米　ヶ　袋　橋　橋　梁　補　修　工　事

特　記　仕　様　書

弘前市大字　　米ヶ袋　　地内

弘前市 建設部 建設政策課

第１条　適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第２条　施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容					
１．工程関係	１．工事日数又は工期	☑	工期　平成　31　年　3　月　25　日　まで				
		☐	工事日数　　日間				
		☐	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている。				
		☐	この工事は、　　年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。				
	２．影響を受ける他の工事及び制約の有無	他工事の名称	発注者等名	影響を受ける箇所	期間		
					～		
					～		
	☐ 有　☑ 無				～		
		時間帯	工種	制約内容	その他		
		～					
		～					
		～					
	３．施工時期・時間、施工方法制約の有無	制約の要因	工種	時期	時間帯	制約の内容	
	☐ 有　☑ 無			～	～		
				～	～		
				～	～		
	４．関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容	
	☐ 有　☑ 無						
	５．関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容		
	☐ 有　☑ 無			～			
				～			
				～			
	６．地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	地下埋設物・埋蔵文化財名称	管理者の名称	事前調査の時期	移設時期		
	☐ 有　☑ 無						
２．用地関係	１．工事用地等の未処理部分の有無	未処理の箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期		
	☐ 有　☑ 無						
	２．工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無	復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日		
	☐ 有　☑ 無						
	３．工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無	借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法	
	☐ 有　☑ 無						
	４．仮設ヤード指定の有無	指定の場所	指定の面積	使用期間	使用条件	復旧方法	
	☐ 有　☑ 無			～			
				～			
				～			

明示事項		内容				
３．公害関係	１．公害防止に伴う制限の有無 ☐ 有　☑ 無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他
					～	
					～	
					～	

２．水替・流入防止施設の必要性の有無 ☐ 有　☑ 無	対象工種	場所	施工方法	施工期間等

３．濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 ☐ 有　☑ 無	対象工種	処理内容	処理条件	期間

４．事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか ☐ 有　☑ 無	懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無

４．安全対策関係	１．交通安全施設等の指定の有無 ☐ 有　☑ 無	施設の種類	対象工種	設置期間	施設の内容等

２．近接施工の有無 ☐ 有　☑ 無	施設の名称	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容

３．防護施設必要性の有無 ☐ 有　☑ 無	危険要因	施設の種類・名称	施設の規格	設置期間

４．保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☑ 有　☐ 無	保安設備・保安要員	対象工種	配置場所	規格・規模	設置期間及び時間帯
	交通誘導員B(交代無)	足場工	施工箇所	38人(計上人数)	施工時

５．発破作業等制限の有無 ☐ 有　☑ 無	制限される範囲	制限の内容	制限される期間・時間	その他

６．有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無 ☐ 有　☑ 無	危険要因	対象工種	施設の規格・規模

明示事項		内容			
５．工事用道路関係	１．搬入路としての一般道路指定の有無	搬入経路	使用期間	使用時間帯	制限の内容
			～	～	
			～	～	
			～	～	
	☐ 有　☑ 無	使用中の管理の内容		使用後の補修の内容	
	２．仮設道路設置の有無	設置場所	規格・構造	安全施設設置区間	安全施設の内容
				～	
				～	
				～	
	☐ 有　☑ 無	維持補修の内容		工事終了後の処置	
６．仮設備関係	１．指定仮設の有無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等
				～	
	☐ 有　☑ 無			～	
				～	
	２．部分指定仮設の有無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等
				～	
	☐ 有　☑ 無			～	
				～	
	３．他の工事への引渡しの有無	仮設物の名称・規格	引渡し工事名	引渡し時期	条件等
	☐ 有　☑ 無				
	４．引継ぎ使用の有無	仮設物の名称	設置工事名	設置工事施工者	引継ぎ時確認事項
	☐ 有　☑ 無	引継ぎ時期	条件等		
	５．構造及び施工方法指定の有無	仮設物の名称	仮設物の規模	使用材料	施工方法
	☐ 有　☑ 無				
	６．設計条件指定の有無	仮設物の名称	設計条件	その他	
	☐ 有　☑ 無				

明示事項		内容
7．建設副産物関係	1．建設発生土の搬出 ☐ 有　☑ 無	

発生土種別	発生量	指定･任意の別	運搬距離	搬出先	処分・保管等の条件
	m3		km		
	m3		km		
	m3		km		

2．建設発生土の搬入
☐ 有　☑ 無

工事名	発注機関名	発生場所	搬入量	その他
			m3	
			m3	
			m3	

3．建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無
☐ 有　☑ 無

種別	減量化の内容	再利用の方法	その他

4．建設廃棄物の有無
☑ 有　☐ 無

下記の処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。
ただし、下記の処分場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。

種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地	最終処分場名	その他
塗膜(鉛、ｸﾛﾑ含む)	34.3 t	150 km	八戸市大字河原木字浜名谷地76	八戸製錬㈱	
	t	km			
	t	km			

5．建設副産物の有無
☑ 有　☐ 無

下記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものでない。
ただし、下記の処理施設以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。

種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	再生処理施設名	受入時間
Co殻(無筋)	0.7 t	8.3 km	弘前市大字五代字従弟沢1024-2	㈱兼建興業	～
	t	km			～
	t	km			～
	t	km			～
	t	km			～

6．再生資材利用の有無
☐ 有　☑ 無

再生資材の名称	規格	使用箇所

7．産業廃棄物税計上の有無
☐ 有　☑ 無

本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること
有　：　本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している
無　：　本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する

8．工事支障物件等

1．占用物件等の工事支障物件の有無
☐ 有　☑ 無

支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期

工事方法	条件等

2．占用物件工事との重複施工の有無
☐ 有　☑ 無

占用物件名	管理者名	重複する工種	重複する期間	対応内容
			～	
			～	
			～	

明示事項		内容					
９．薬液注入関係	１．薬液注入工事の有無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長
	☐ 有　☑ 無	注入量	注入圧	その他			
	２．周辺環境影響調査の有無	調査項目		採取地点	採取回数	報告書の有無	
	☐ 有　☑ 無						
１０．その他	１．工事用資機材の保管及び仮置きの有無	種類	数量	保管・仮置き場所	期間		
					～		
					～		
	☐ 有　☑ 無	保管方法	積込・運搬方法				
	２．工事現場発生品の有無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離	
		鋼材	0.3 t	道路維持課(弘前市大字茜町2-5-1)		12.5km	
	☑ 有　☐ 無						
	３．支給材料及び貸与品の有無	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所	返納場所	
	☐ 有　☑ 無						
	☐ 支給材料	使用目的・箇所		条件	引渡し時期	その他	
	☐ 貸与品						
	４．随意契約工事に伴う間接費等調整の有無	工事番号	工事名		場所		
	☐ 有　☑ 無						
		※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。					

明示事項		内容		
１０．その他	５．各種調査の有無 ☐ 有　☑ 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	調査名称	内容	その他
	６．共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☑ 有　☐ 無	工種等	検査時期	その他
		橋梁塗装工	施工時	
		断面修復工	施工時	
		支承補修工	施工時	
		下部工補修工	施工時	
	７．中間検査の有無 ☑ 有　☐ 無	工種等	検査時期	その他
		足場使用工種	足場解体前	
	８．部分引渡しの有無 ☐ 有　☑ 無	指定部分	引渡し時期	
	９．部分使用の有無 ☐ 有　☑ 無	使用箇所	使用期間	その他
			～	
			～	
			～	
	１０．工事現場のイメージアップの有無 ☐ 有　☑ 無	項目	内容	
		仮設備		
		安全設備		
		営繕設備		
	１１．監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐ 有　☑ 無	材料名	工事段階	備考
	１２．監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐ 有　☑ 無	材料名	工事段階	備考
	１３．調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐ 有　☑ 無	材料名	工事段階	備考
	１４．監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 ☐ 有　☑ 無	工種名	工事段階	備考
	１５．工事調整会議開催の有無 ☐ 有　☑ 無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者へ的確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。		

第３条　使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載がない材料について、以下に示す。

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備　　考
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料（上塗り）	赤系	橋梁塗装工	色については、別途発注者指示による

第４条　排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

第５条　その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事において工事完了後、「再生資源利用［促進］計画書（実施書）入力システム」により、実施書をデータ及び書面で提出すること。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１２条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第１２条第１項の規定による説明については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第１８条第１項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について	（予定価格が１３０万円を超える工事の場合に限る。） 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項または、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督員の指示する様式（第６号様式）により、監督員へ提出することが出来る。
「青森県認定リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レッツｂｕｙあおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について	本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し、工事を実施するよう努めるものとする。 認定リサイクル製品を使用する場合は、別表－１に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後別表－２に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
配置技術者の兼務について	本工事は、「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて」（注１）に基づき、配置技術者を兼務することができる。
火災保険等について	本工事は、火災保険等に加入しなければならない。
暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収した当該排水の処理については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、 ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込むこと等により適正に対応しなければならない。
現場打ちの鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物におけるスランプ値の設定等について	現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29 年3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12 cmとすることを標準とする。 青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8 cmを12 cmと読み替える。 ※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書（参考資料）「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑱に示す構造物である。
設計変更の手続きについて	設計変更等については、工事請負契約標準約款第18条から第24条及び土木工事共通仕様書(青森県県土整備部制定)共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)【弘前市】」によるものとする。ただし、予定価格が１３０万円以下の工事(小額工事)においては、適用しないものとする。
石綿障害予防規則等に基づく対策が必要な工事について	石綿障害予防規則等に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用について、当初積算では計上していないため、それらに要した費用については監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、適切に対応することとする。

注１　市ホームページ（http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sonota/index.html）参照

第６条　提出書類

(1) 契約書に基づいて提出する書類

提出区分	名　称	提出期日	部数	条項	備考
☑	工事着工届・工程表	契約締結後10日以内	1部	3条	
□	工事費内訳明細書	契約締結後10日以内	1部	3条	
☑	下請報告書（様式第1号）	報告書は契約締結後速やかに	1部	7条	
☑	現場代理人及び主任技術者等届	着工時	1部	10条	
□	支給材料受領書	引渡時	1部	15条	
□	貸与品借用書	〃	1部	15条	
☑	工事完成検査申請書	工事完成の日	1部	31条	
☑	工事引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
☑	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	
☑	火災保険等の証書写し	保険契約締結後速やかに	1部	54条	

(2) 仕様書に基づいて提出する書類

提出区分	名　称	提出期日	部数	共通仕様書	備考
☑	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-4	※1
☑	CORINS登録内容確認書	登録内容確認書が届き次第速やかに	1部	第1編1-1-5	請負金額500万円以上 受注時･変更･完成･訂正時 （土日祝日を除く10日以内）
☑	施工体制台帳 施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	
☑	材料試験成績表	工事完成の日	1部	第2編第1章 第2節1項	
☑	工事写真	工事完成の日	1部	第1編1-1-20	
☑	出来形管理図表	工事完成の日	2部	第1編1-1-23	
☑	品質管理図表	工事完成の日	1部	第1編1-1-23	
☑	安全訓練等の実施状況	工事完成の日	1部	第1編1-1-26	
□	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品（破砕薬）含む
☑	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	
☑	マニフェスト	工事完成の日	1部	第1編1-1-18	※2
☑	建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書	契約締結時又は事情がある場合は 契約締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-40	
☑	履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	第1編1-1-24	毎月1部提出のこと
☑	工事に関する承諾書	着工前及び必要の都度	1部	第2編第1章 第2節4項	工事材料
☑	再生資源利用計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
☑	再生資源利用促進計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
☑	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
☑	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
☑	現場代理人等兼務届	着工時及び必要の都度	1部		

※1 請負金額1,000万円以上。（ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき）

※2 マニフェストの提出は、A票とD票の写し。

（収集・運搬業許可証、処分業許可証の写し及び、工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること）

工事名標示板

工事名標示板は、下記記載例のとおりとする。工事区間の起終点の見易い箇所に設置する。

工事名標示板（記載例）

単位：mm

注　1.　色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字、「○○をつくっています」等の工事内容、工事期間等については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

2.　工事期間については、契約期間の工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。

3.　区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。

4.　発注者の電話番号は監督員勤務地の連絡先とする。

5.　別表

工事内容	橋をなおしています
工事種別	橋梁補修工事

第６号様式（１）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工　事　名		受　注　者　名	
項　　目	評　価　内　容	実　施　内　容	
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□施工規模	・施工に伴う器具、工具装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ＩＣＴ（情報通信技術）の活用　等	
	□新技術活用	ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」 を除く「有用とされる技術」　の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術　の活用	
	□品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫　等	
	□安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫　等	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活　動への協力　等	

第６号様式（２）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項　　目		評価内容	
提案内容			

（説　　明）

（添 付 図）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別表－１

この工事では、「青森県認定リサイクル製品」を使用しています。

「青森県認定リサイクル製品」は、県内で発生する循環資源を原材料とした製品で、安全性、規格等について青森県知事の認定を受けた製品です。

認定番号	
品目	
製品名	
製造者	

別表－２

青森県認定リサイクル製品及びレッツbuyあおもり新商品事業認定製品

使用実績調査票

工 事 名：
受注者名：

	ﾘｻｲｸﾙor ﾚｯﾂbuy	認定番号	製　品　名	数　量	使　用　箇　所
（例）	ﾘｻｲｸﾙ	第○○○号	○○○防止柵	○○m	No.○～No.○の歩道路肩部に設置

弘前市石綿含有建材特記仕様書

質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記による。

・厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]」参照

・環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」参照

１．施設の概要

<table>
<tr><td>施　　設</td><td colspan="4">□　建築物　　□　工作物　　□　その他　（　　）</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td colspan="2"></td><td>規　　模</td><td>m2・m</td></tr>
<tr><td>建 設 年</td><td colspan="4">西暦　　年　（昭和・平成　　年）</td></tr>
<tr><td>石 綿 の
事前調査</td><td colspan="4">□　設計図書による確認　　□　目視調査による確認
□　分析調査による確認　　□　改修履歴による確認</td></tr>
<tr><td rowspan="4">石綿含有建材
レベル1・2
（飛散性）</td><td>分　　類</td><td>分析結果･備考</td><td>分　　類</td><td>分析結果･備考</td></tr>
<tr><td>□　吹付材</td><td></td><td>□　断熱材</td><td></td></tr>
<tr><td>□　保温材</td><td></td><td>□　吹付仕上塗材</td><td></td></tr>
<tr><td>□　耐火被覆材</td><td></td><td>□　レベル3非該当成形板</td><td>手壊し不可</td></tr>
<tr><td rowspan="6">石綿含有建材
レベル3
（非飛散性）</td><td>分　　類</td><td>分析結果･備考</td><td>分　　類</td><td>分析結果･備考</td></tr>
<tr><td>□</td><td></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td></td><td>□</td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td></td><td>□</td><td></td></tr>
</table>

２．法令順守事項

工程	関係法令	レベル1・2	レベル3
特別教育の実施	石綿則第27条	○	○
石綿作業主任者の選定	石綿則第19条	○	○
呼吸用保護具	石綿則第14条	Lv1電動ファン付マスク Lv2全面形マスク	半面形マスク
保護衣・作業衣	石綿則第14条	Lv1保護衣使い捨て Lv2保護衣	保護衣/作業衣
お知らせ掲示	大防則第16条の4	レベル1・2看板	レベル3看板
適正な除去方法	石綿則第6条、大防則第16条の4	適正機械/手作業	手作業
隔離養生・前室設置等	石綿則第6条、大防則第16条の4	○	―
湿潤化	石綿則第13条第1項	薬液(大防則第16条の4)	水噴霧
作業場の清掃	石綿則第30条、 HEPAフィルター真空掃除機	○	○
こん包･運搬飛散防止	廃処則第8条の13、令第6条	二重梱包	○
廃棄物処理	廃処法	特別管理産業廃棄物 管理型	石綿含有産業廃棄物 管理型・安定型

※各工程について、記録及び工事写真、マニフェストを提出すること。

石綿則：石綿障害予防規則　　大防則：大気汚染防止法施行規則

廃処法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　廃処令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

廃処則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則